

階段における視覚障害者誘導用 ブロックの敷設法

Layout of Tactile Walking Surface Indicators at Staircases

【概要】

階段は視覚障害者誘導用ブロック(以下、ブロック)の必要性が高い場所です。しかし従来の「バリアフリー整備ガイドライン」には、ブロックの敷設法の概要は記載されているものの、細部までは記載されていませんでした。

本研究はこれを補う敷設法を提案しました。その敷設法は最新版「バリアフリー整備ガイドライン」に採用されました。

【特徴】

視覚障害者による評価試験結果に基づき、階段の上端・下端と踊り場に分けて、敷設法を提案しました。

①階段の上端と下端

- ・上端と下端の両方に敷設
- ・段から30cm程度の隙間を設けて、
60cm程度の奥行きで敷設

②歩く向きが変わらない踊り場

- ・踊り場の長さが3mを超える場合
に敷設

- ・寸法等は上端と下端に準拠

③歩く向きが変わる踊り場

- ・踊り場の構造によらず敷設
- ・寸法等は上端と下端に準拠



評価試験の様子

【用途】

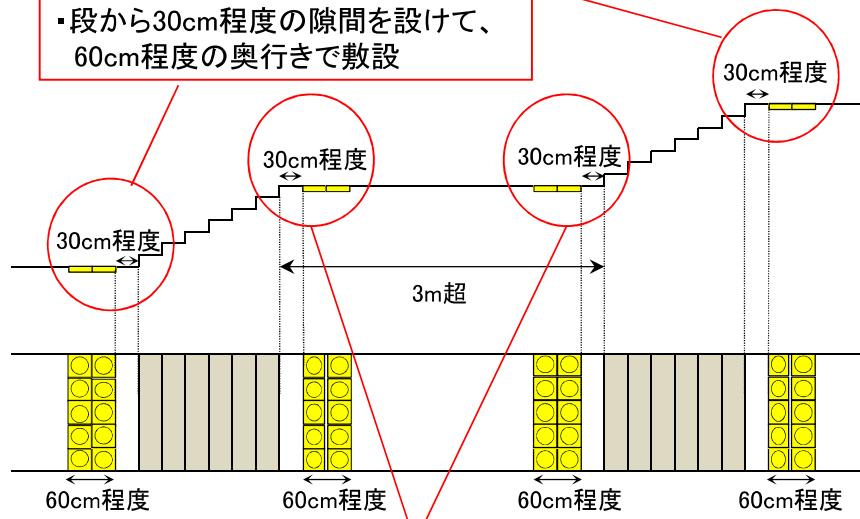
駅の階段に適用することで、視覚障害者の歩行安全を向上し、移動円滑化の推進に役立ちます。

ガイドラインに採用された敷設法

①

【上端と下端】

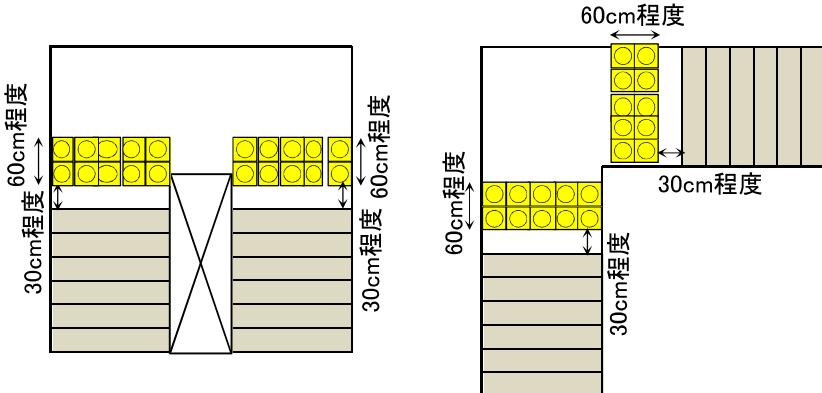
- ・上端と下端の両方に敷設
- ・段から30cm程度の隙間を設けて、60cm程度の奥行きで敷設



②

【歩く向きが変わらない踊り場】

- ・踊り場の長さが3mを超える場合に敷設
- ・寸法等は上端と下端に準拠



③

【歩く向きが変わる踊り場】

- ・踊り場の構造によらず敷設
- ・寸法等は上端と下端に準拠

(注) (○) は点状ブロックを示す

本研究は、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団より委託を受け、「視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究委員会」の審議の下に行われたほか、同財団の平成22年度研究助成を受けて実施しました。



公益財団法人鉄道総合技術研究所
人間科学研究部 人間工学